

能登半島地震を乗り越えて

七尾市農業委員会 会長 坂井 助光

今般の能登半島地震では、当市はもとより、能登全域を含む広い地域において甚大な被害が発生しました。

農業分野においても、農地や農道、水路はもちろん、納屋や土蔵などの建物や農業用機械も大きな被害を受けました。

被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

現在、国や県、市、JAグループが連携し、被災された農家の皆様への支援を行うため、現地相談窓口を設けています。そこでは、農業を継続することを条件として、施設や機械の修理や建て替え、買い替えなどに関する補助制度の相談や申請を行っています。

皆様には、ぜひ、この制度を活用して農業を継続していただき、七尾市の農地を守って頂きますよう、よろしく願いいたします。

農業委員会としまして、七尾市が策定する「地域計画」にある「目標地図」（10年後の目指すべき農地利用の姿）の作成をはじめ、農地の見守りなどを行いながら、遊休農地の解消や担い手への集積と集約、担い手の育成と確保などに取り組むとともに、多様な担い手も参画した農業振興・地域振興で活力ある地域づくりを目指してまいります。

今年度も、委員会活動へのご理解とご協力をよろしく願いいたします。

田鶴浜地区担当委員変更のお知らせ

農地利用最適化推進委員の辞任により令和6年2月26日から田鶴浜地区において、地区担当委員が次のとおり変更になりました。

大津町 福田 純也 → 山田 修
白浜町 福田 純也 → 佐々木 幸造
深見町 福田 純也 → 長田 大輔

被災した農家の皆様を支援します！

◆農業用施設の修理、再整備

- ◀支援対象者▶ 能登半島地震により農業用施設が壊れた農家
- ◀支援内容▶ 農産物の生産・加工に必要な施設の処分（解体、廃材の運搬）及び修理・再整備
※建物に格納された状態で被災した農業機械の撤去費も対象
- ◀負担割合▶ 事業費の1/10
(国5/10、県2/10、市2/10)
- 助成対象：格納庫、農舎、納屋、農業用ハウス、加工施設 等
×助成対象外：販売店舗、販売に関する施設 等

◆農業用機械の修理、再取得

- ◀支援対象者▶ 能登半島地震により農業用機械が壊れた農家
- ◀支援内容▶ 農業用機械及び生産した農産物の加工用機械の修理・再取得
※再取得の場合は、現在所有していた機械と同程度の能力のもの
- ◀負担割合▶ 事業費の1/10
(国5/10、県2/10、市2/10)
- 助成対象：トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農業専用トラック 等
×助成対象外：農薬、肥料などの消耗品、育苗箱、運搬台車、コンテナ 等



共通の要件

- 令和6年度以降も農業を継続すること
○震災前の営農状況と同程度、または、拡大して営農を継続する農業者
○販売農家であること（自家消費のみの農家は対象とはなりません）
○震災前の現状復旧に対して支援する
※震災前より規模を拡大する場合、拡大分については自己負担となります

【お問い合わせ】

上記のほかにも
支援メニューが
あります。

北陸農政局・石川県・七尾市・JAグループによる現地相談窓口

フリーダイヤル 0120-338-570

(場所) 能登わかば農業協同組合旧徳田支店

(受付) 平日：午前9時から午後5時まで（予約制）
土日祝日：午前9時から午後5時まで（電話対応のみ）

【農業者年金加入の皆様へ】

この度の令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。
支払困難や年金の一時振替停止など、お困りなことがありましたらお近くのJAまたは農業委員会、基金に直接お問い合わせください。

- ・保険料の振替停止
- ・農業協同組合に対して保険料の振替停止申込書を提出
- ・任意脱退申出書の提出
- ・預金口座の残高を保険料額より少額にしておく
この場合、翌月に未納分も合わせて引き落としします

- ・保険料額の変更
通常加入の方は、2万円（35歳未満かつ一定の要件を満たす方は1万円）を超える保険料額は、保険料額変更申出書を提出することにより、保険料額を2万円まで減額できます。

【令和6年4月1日から相続登記が義務化されました！】



- ・今のうちから相続した土地・建物の相続登記をしましょう。
- ・相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう。
- ・登記手続きは法務局のホームページをご覧ください。

【農地を相続したら届出を提出しましょう！】

相続で農地を取得した場合、農地法による許可は不要ですが、農業委員会に届出をすることとされています。権利の取得を知った日からおおむね10か月以内に手続きしましょう。なお、不明点等がある場合は農業委員会までお気軽にご相談ください。



女性農業委員の活動

「石川県農業委員会女性協議会全体会」に参加して

橋本良子

今年の年明けは1月1日の能登半島地震という想像をはるかに超えた災害に見舞われ、失意と不安しかない時間を過ごすことから始まりました。

新型コロナウイルスの感染拡大もようやく収まって、さあこれから・・・と思った矢先の出来事でしたが、時間の経過と共に前向きな気持ちの維持と行動を！と考えることができるようになったタイミングで、今年も女性協議会全体会への参加をすることができました。

今年には北陸学院大学 健康科学部 栄養学科の榎本俊樹教授による講演で「農林水産物や伝統食品の地域ブランド構築と大学の役割」というテーマでのお話を聞くことができました。

加賀野菜等の地場産農産物や能登の海藻、いしるや魚のぬか漬け等の伝統的醗酵食品の化学特性や関与する微生物、機能性などについてのご自身の研究やその研究シーズを産官学で活用し、実用化を目指す取り組みについて興味深くお話を聞くことができました。

現在の農業の直面している問題としては、地域の担い手不足と農業生産者の高齢化、今回の地震の影響での農業の衰退が深刻になってきた

ことです。

これからの自給率向上のための課題としても
・バイオテクノロジーを活用した農業技術の開発・普及と加工食品の開発

・フードロスの削減

・大規模農業と小規模農業の共存

・農家収入の大幅増と農業従事者の確保

・農地の維持・拡大も視野に入れた農産物及び加工品の輸出強化

・自給率向上の重要性に対する国民の理解

など問題は山積していますが、能登の復興への取り組みにおいても、女性の農業経営参画のためのスキルを上げる、石川型農業経営を考える機会となりました。



水稻作一般の農作業受託料金

単位：円/10a当たり

作業別	個人農家			生産組織等		
	県	加賀	能登	県	加賀	能登
育苗(稚苗)	9,200	8,120	10,500	7,900	7,500	8,500
耕起から代かきまで	16,300	16,300	16,300	16,100	15,300	17,000
耕起	7,700	8,000	7,400	7,400	7,100	7,600
代かき	8,300	8,300	8,200	8,300	8,200	9,200
機械田植え(苗代別)	8,100	8,900	7,300	8,300	8,900	7,600
機械刈取(コンバイン)	20,600	21,500	19,500	20,400	20,900	20,000
刈取から乾燥・調整まで	34,200	35,400	32,800	33,700	34,100	33,800

※令和6年4月石川県農業会議 資料抜粋

七尾市賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃借料水準(10a当たり)は次のとおりです。

田(水稻)の部						畑の部					
単位：円			単位：筆			単位：円			単位：筆		
地域名	平均値	最高額	最低額	賃貸借	使用貸借	地域名	平均値	最高額	最低額	賃貸借	使用貸借
旧七尾市	5,400	6,000	5,000	15	0	旧七尾市	—	—	—	—	2
旧田鶴浜町	3,800	6,000	3,000	487	0	旧田鶴浜町	—	—	—	—	—
旧中島町	4,300	6,000	2,400	64	12	旧中島町	—	—	—	—	60
旧能登島町	5,000	5,000	5,000	90	14	旧能登島町	—	—	—	—	—

- ※1 農振農用地(青地)及び農振農用地外(白地)を合わせたデータです。
- ※2 物納支給(水稻)としている場合は、玄米30kg当たり5,000円に換算しています。
- ※3 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※4 賃借料の発生していないものは平均値に含まれていません。

全国農業新聞

経営と暮らしに
役立つ情報がいっぱい

を購読
しましょう!

- ◆発行日 毎週金曜日
- ◆購読料 一カ月700円 年額8,400円

農業委員会申請事務処理件数

令和5年1月～令和5年12月末

区 分	件数	面積 (㎡)
農地法3条(所有権及び利用権)	50	89,806.95
農業経営基盤強化法(利用権)	257	682,180.00
農地法第4条(農地転用)	4	469.36
農地法第5条(権利移動を伴う農地転用)	36	19,636.03

編集後記

年明け早々の震災被害を受けられた農業者の皆様にお見舞い申し上げます。農地、作業場等の被害もあることと思いますが、皆様が少しでも農業に従事しやすくなる情報等を農業委員会だよりを通じて編集委員一同で発信したいと思っていますのでご愛読をよろしくお願いいたします。

編集委員一同

=農業者年金への加入をお勧めします=

以下の要件を満たす人はみなさん加入できます!

60歳未満

国民年金
第1号被保険者

年間60日以上
農業に従事

- 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代でも安心
- 月々の保険料が選べます。
(2万円～6万7千円、1,000円刻みでいつでも増減が可能)
- 終身年金です。(80歳までの保証付き)
- 節税効果があります。
(保険料は全額社会保険料控除対象)
- 意欲ある担い手には最高1万円の保険料助成があります。

お問い合わせ、お申込みは農業委員会へ
☎ 53-8440 FAX 52-7765